

ふるさと豊明応援寄附お礼の逸品募集要項

1 お礼の逸品登録までの流れ

- (1) 市に「お礼の逸品申込書」を提出
- (2) 書類審査及びヒアリング
- (3) お礼の逸品及びパートナー企業の認定
- (4) お礼の逸品情報の登録
- (5) 取引開始

2 お礼の逸品の認定を受けることができる事業者（パートナー企業）

以下のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 豊明市内に事業所（支店を含む）がある法人、個人事業者又はその他の団体で市長が適当と認めるもの。
- (2) 各種関係法令等を遵守していること。（商品の製造・販売、サービス提供に必要な資格、許可、届出等がされていること。）
- (3) 市税の滞納がないこと。
- (4) 豊明市暴力団排除条例に規定する暴力団又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

3 お礼の逸品の種類と要件

総務省の定める地場産品基準に該当し、かつ、以下の要件のいずれにも該当するものであること。

【地場産品基準】

- ア 豊明市内で生産されたもの。
- イ 豊明市内で返礼品等の原材料の主要な部分が生産されたもの。
- ウ 豊明市内で返礼品等の加工その他の工程のうち主要な部分を行うことにより相応の付加価値が生じているもの。
- エ 近隣の自治体で生産されたものと混在することが避けられないもの（米など）
- オ 豊明市の広報のために生産されたキャラクターグッズ、オリジナルグッズその他これらに類するものであって、形状、名称その他の特徴から豊明市独自の返礼品等であることが明白なもの。
- カ 関連ある複数の返礼品をセットで提供する場合、主要なものが豊明市の特産品など基準に該当するものであること。
- キ 豊明市内で返礼品等として提供される役務その他これに準ずるものであって、当該役務の主要な部分が相当程度関連性のあるもの。

(1) 物品の提供に係る要件

- 豊明市内で製造・採取・栽培・主要な加工をしている物品又は市をPRするためのオリジナル製品であること。
- 安定的に供給できること。
- 全国に発送が可能であること。(一部離島を除く)
- 市からのお礼の逸品の発注後、速やかに寄附者に発送できること。(ただし、発注後に製作する等あらかじめ一定期間を要することを前提としたものはこの限りでない。)
- 品質や機能が安定し、寄附者の期待に一定程度応えることができること。
- 量目が表示内容と一致していること。
- 飲食物の場合は、原則として寄附者に到着してから5日以上のお礼の賞味期限が保証されていること。

※ 上記以外に、季節限定品や数量限定、定期便も可能です。

(2) 役務の提供に係る要件

- 市内の店舗等でサービスの提供を受けることができること。
- 常に安定したサービスが提供できること。

4 お礼の逸品の代金

お礼の逸品の代金には、梱包に係る費用と消費税を合算した費用としてください。

$$\text{お礼の逸品の代金} = \text{品物(サービス提供)代} + \text{梱包代} + \text{消費税}$$

<注意>

- ① お礼の逸品の代金は、2,000円以上としてください。
- ② 品物(サービス提供)代は実売価格としてください。
- ③ 物価の上昇等により実売価格が変動する場合は、速やかに市にご連絡ください。

5 申込手続き

- (1) 「お礼の逸品申込書」を市役所担当窓口を持参いただくか、産業支援課のメールアドレスにメールにて送付してください。(押印不要)
- (2) 記載事項の確認のほか、必要に応じて法令等に基づく届出や許可の有無、製造現場の確認をさせていただきます。
- (3) 審査の結果、適当と認めるときは、パートナー企業及びお礼の逸品認定通知書を送付します。
- (4) お礼の逸品情報をふるさと納税ポータルサイトへ登録させていただきます。

6 お礼の逸品認定事業者の特典

- (1) ふるさの納税のポータルサイトにお礼の逸品の画像、商品名、事業者名などが掲載されます。
- (2) お礼の逸品の配送時に自社商品のカタログ、チラシ等を同梱して発送することができます。

7 お礼の逸品の認定解除

次に該当する場合は、お礼の逸品の認定を解除し、取り扱いを停止します。

- (1) 認定申請の内容に虚偽があったとき。
- (2) パートナー企業が市税の滞納をしていることが判明したとき。
- (3) お礼の逸品の提供に際し、関係法令等を遵守していないことが判明したとき。
- (4) その他市長がお礼の逸品として適当でないと認めたとき。

8 その他

(1) 事故又は紛争が発生した場合の対応

お礼の逸品に係る事故又は紛争が発生したときは、当該商品を発送した事業者様の負担で、誠意ある対応をお願いします。併せて、事故の内容や対応状況を速やかに市に報告してください。

(2) お礼の逸品の再送に伴う費用負担

お礼の逸品の再送に伴う費用負担については、原則次のとおりとします。

ア 発送したお礼の逸品について、寄附者の不在により配送業者の保管期間を経過し、再度当該商品を寄附者に対して発送する必要が生じたとき。

⇒ 送料：市の負担 商品代金：事業者の負担

イ 発送したお礼の逸品について、商品の品質等に問題があるとしてクレームが発生し、再度商品を寄附者に対して発送する必要が生じたとき。

⇒ 送料及び商品代金：事業者の負担

(3) お礼の逸品の内容の変更

登録したお礼の逸品について、その内容や価格を変更する場合は、市へご連絡ください。

(4) お礼の逸品の提供辞退

お礼の逸品の提供を辞退する場合は、所定の様式により届け出をしてください。

(5) この募集要項に定めのない事項について疑義が生じた場合

本市との協議により決定します。

【問い合わせ先】

豊明市役所 産業支援課（豊明市新田町子持松1-1）

電話（0562）92-8332 FAX（0562）92-1141

E-mail：furusato-toyoake@city.toyoake.lg.jp